

令和8年第1回足立区議会臨時会提出案件（追加）

令和8年6月4日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	令和8年度足立区一般会計補正予算(第1号)	
	報告 1	専決処分した事件の報告について	<p>訴えの提起 1件 300,000円</p> <p>足立区反社会団体の規制に関する条例の規定に基づく過料の納付を行わない相手方に対する過料債権の確認を求める訴えの提起（提起する裁判所の変更）</p>
	報告 2	専決処分した事件の報告について	<p>損害賠償の額の決定 1件 144,100円</p> <p>区立公園の樹木の根により集合住宅の排水管を詰まらせた損害</p>
	報告 3	専決処分した事件の報告について	<p>契約金額の変更 2件</p> <p>花畑川環境整備その1通水工事請負契約 足立区営住宅等維持管理業務委託</p>

令和8年第2回足立区議会定例会提出案件

令和8年6月4日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	令和8年度足立区一般会計補正予算(第2号)	(先議)
	2	令和8年度足立区介護保険特別会計補正予算(第1号)	(先議)
	3	足立区特別区税条例の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴う規定整備
	4	権利の放棄について	足立区立図書館等の未返却図書資料に関する返還請求権の放棄
	5	足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定の締結について	協定の相手方 社会福祉法人聖風会 区負担額(上限額) 1,000,000,000円
	6	債権の放棄について	足立区生業資金貸付金債権の放棄 1,525,307円
	7	足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例	耐震診断において再診断の助成期限を撤廃するための規定整備
	8	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例	足立区立鋸南自然の家の廃止に伴う規定整備
	報告 1	令和7年度足立区一般会計繰越明許費繰越計算書	



8 足総総発第 8 7 7 号
令和 8 年 6 月 5 日

足立区議会議長
ただ 太郎 様

足立区長 近 藤 弥 生

足立区副区長選任の同意について

足立区副区長として下記の者を選任いたしたく地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定に基づき、区議会の同意についてよろしくお取り計らい願います。

記

工 藤 信 （※略歴省略）

※略歴省略

令和8年度 各会計別補正予算(案)概要

令和8年6月

区 分	令 和 8 年 度 予 算 額			前 年 度 予 算 額 B	比 較 増 減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計 (第 1 号 補 正)	千円 369,581,097	千円 250,472	千円 369,831,569	千円 370,210,372	千円 △378,803	% △0.1
国民健康保険特別会計	68,986,351	0	68,986,351	69,687,073	△700,722	△1.0
介護保険特別会計	73,254,645	0	73,254,645	72,827,586	427,059	0.6
後期高齢者医療特別会計	20,979,880	0	20,979,880	19,983,847	996,033	5.0
合 計	532,801,973	250,472	533,052,445	532,708,878	343,567	0.1

※ 前年度予算額は、各会計とも令和7年度の最終予算額である。

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目(款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	60,894,483	0	60,894,483	16.5	59,249,939	16.0	1,644,544	2.8
2 地方譲与税	1,061,001	0	1,061,001	0.3	1,061,001	0.3	0	0.0
3 利子割交付金	523,000	0	523,000	0.1	523,000	0.1	0	0.0
4 配当割交付金	1,271,000	0	1,271,000	0.3	1,271,000	0.3	0	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	1,476,000	0	1,476,000	0.4	1,266,000	0.3	210,000	16.6
6 地方消費税交付金	19,420,000	0	19,420,000	5.3	17,217,000	4.7	2,203,000	12.8
7 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	4	0.0	△3	△75.0
8 環境性能割交付金	1	0	1	0.0	342,000	0.1	△341,999	△100.0
9 ゴルフ場利用税交付金	2,403	0	2,403	0.0	2,403	0.0	0	0.0
10 地方特例交付金	945,000	0	945,000	0.3	584,148	0.2	360,852	61.8
11 交通安全対策特別交付金	73,000	0	73,000	0.0	73,000	0.0	0	0.0
12 特別区交付金	125,500,000	0	125,500,000	33.9	122,692,092	33.1	2,807,908	2.3
13 分担金及び負担金	1,508,368	0	1,508,368	0.4	1,623,038	0.4	△114,670	△7.1
14 使用料及び手数料	4,785,241	0	4,785,241	1.3	4,871,007	1.3	△85,766	△1.8
15 国庫支出金	80,325,240	215,372	80,540,612	21.8	81,080,736	21.9	△540,124	△0.7
16 都支出金	36,517,027	47,100	36,564,127	9.9	39,578,501	10.7	△3,014,374	△7.6
17 財産収入	1,487,100	0	1,487,100	0.4	1,343,575	0.4	143,525	10.7
18 寄付金	101,289	0	101,289	0.0	220,342	0.1	△119,053	△54.0
19 繰入金	26,793,753	△12,000	26,781,753	7.2	27,429,424	7.4	△647,671	△2.4
20 繰越金	3,500,000	0	3,500,000	0.9	6,189,938	1.7	△2,689,938	△43.5
21 諸収入	3,397,190	0	3,397,190	0.9	3,592,224	1.0	△195,034	△5.4
歳 入 合 計	369,581,097	250,472	369,831,569	100.0	370,210,372	100.0	△378,803	△0.1

※ 構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

(2) 歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	985,396	0	985,396	0.3	967,763	0.3	17,633	1.8
2 総務費	50,461,494	0	50,461,494	13.6	42,070,459	11.4	8,391,035	19.9
3 民生費	170,282,985	250,472	170,533,457	46.1	175,718,299	47.5	△5,184,842	△3.0
4 産業経済費	5,908,136	0	5,908,136	1.6	6,725,900	1.8	△817,764	△12.2
5 環境衛生費	27,173,335	0	27,173,335	7.3	25,551,189	6.9	1,622,146	6.3
6 土木費	30,291,230	0	30,291,230	8.2	26,894,508	7.3	3,396,722	12.6
7 教育費	52,880,773	0	52,880,773	14.3	62,830,516	17.0	△9,949,743	△15.8
8 公債費	3,831,704	0	3,831,704	1.0	2,730,482	0.7	1,101,222	40.3
9 諸支出金	27,366,044	0	27,366,044	7.4	26,321,256	7.1	1,044,788	4.0
10 予備費	400,000	0	400,000	0.1	400,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	369,581,097	250,472	369,831,569	100.0	370,210,372	100.0	△378,803	△0.1

※ 構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

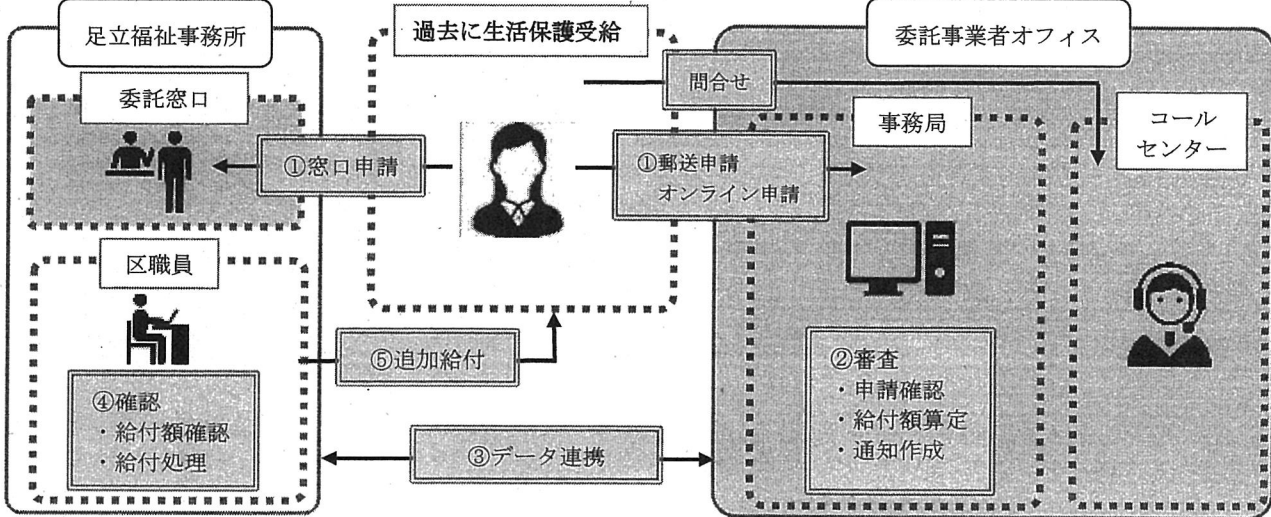
令和8年度 一般会計補正予算(第1号)性質別経費

区 分	令和8年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金額	構成比	金額	前年度比
	金額	構成比	金額	金額A	構成比	B		C=A-B	
	千円	%	千円	千円	%	千円	%	千円	%
人 件 費	51,575,147	14.0	8,109	51,583,256	13.9	47,893,455	12.9	3,689,801	7.7
扶 助 費	126,409,399	34.2	35,100	126,444,499	34.2	122,921,970	33.2	3,522,529	2.9
公 債 費	3,831,704	1.0	0	3,831,704	1.0	2,730,482	0.7	1,101,222	40.3
投 資 的 経 費	42,901,947	11.6	0	42,901,947	11.6	36,097,625	9.8	6,804,322	18.8
その他一般行政経費	144,862,900	39.2	207,263	145,070,163	39.2	160,566,840	43.4	△15,496,677	△9.7
合 計	369,581,097	100.0	250,472	369,831,569	100.0	370,210,372	100.0	△378,803	△0.1

※ 構成比は表示単位未満を四捨五入し端数調整していないため、合計に一致しない場合がある。

令和8年度 一般会計補正予算（第1号）主要事業概要

（単位：千円）

款別補正額	事業名	金額	計上概要																		
<p>民生費</p> <p>250,472</p>	<p>1 生活保護費給付事業 施行事務</p>	<p>213,128</p>	<p>1 最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付に伴う事務費 213,128千円（国庫補助金：10/10）</p> <p>過去の生活保護基準引き下げを無効とする令和7年6月27日の最高裁判決を受け、本来支給されるべきであった保護費との差額を追加給付するために必要となる事務費を計上する。</p> <p>(1) 追加給付の対象 以下の期間に足立区で生活保護を受給していた世帯</p> <table border="1" data-bbox="891 515 2089 627"> <thead> <tr> <th>受給期間</th> <th>世帯数</th> <th>給付対象となる世帯の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 平成25年8月～30年9月</td> <td>22,000世帯</td> <td>全ての受給世帯</td> </tr> <tr> <td>イ 平成30年10月以降</td> <td>35,000世帯</td> <td>入院・施設入所、期末一時扶助、障害者加算等の受給世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ アの期間に受給していた22,000世帯のうち、9,700世帯はイの期間も引き続き受給している。 ※ 給付額は受給期間や世帯状況により異なる（国試算額：平均76千円/世帯）。</p> <p>(2) 対象世帯数及び追加給付金の受取方法</p> <table border="1" data-bbox="891 751 2089 914"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>世帯数</th> <th>追加給付金の受け取り方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在生活保護受給中の世帯</td> <td>18,300世帯</td> <td>申請不要。通常の保護費支払いの中で給付。令和9年3月までに支給完了予定。</td> </tr> <tr> <td>過去に足立区で生活保護を受給した世帯</td> <td>29,000世帯</td> <td>足立区への申請が必要。以下のフローで給付を実施。申請期限は未定（今後、国から示される予定）。</td> </tr> </tbody> </table> 	受給期間	世帯数	給付対象となる世帯の詳細	ア 平成25年8月～30年9月	22,000世帯	全ての受給世帯	イ 平成30年10月以降	35,000世帯	入院・施設入所、期末一時扶助、障害者加算等の受給世帯	世帯区分	世帯数	追加給付金の受け取り方法	現在生活保護受給中の世帯	18,300世帯	申請不要。通常の保護費支払いの中で給付。令和9年3月までに支給完了予定。	過去に足立区で生活保護を受給した世帯	29,000世帯	足立区への申請が必要。以下のフローで給付を実施。申請期限は未定（今後、国から示される予定）。
受給期間	世帯数	給付対象となる世帯の詳細																			
ア 平成25年8月～30年9月	22,000世帯	全ての受給世帯																			
イ 平成30年10月以降	35,000世帯	入院・施設入所、期末一時扶助、障害者加算等の受給世帯																			
世帯区分	世帯数	追加給付金の受け取り方法																			
現在生活保護受給中の世帯	18,300世帯	申請不要。通常の保護費支払いの中で給付。令和9年3月までに支給完了予定。																			
過去に足立区で生活保護を受給した世帯	29,000世帯	足立区への申請が必要。以下のフローで給付を実施。申請期限は未定（今後、国から示される予定）。																			

款別補正額	事業名	金額	計上概要															
(民生費)	(生活保護費給付事業 施行事務)		(3) 事務費 213,128千円															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算種別</th> <th>内容・内訳</th> <th>合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td> 追加支給事業業務委託 ア コールセンター 事業者オフィスにて、申請支援及び問合せ対応（最大10回線程度） ※ 回線数は状況に応じて調整 開設期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月）（平日9時～17時） (ア) 設置費 13,064千円 (イ) 人件費 32,659千円 イ 窓口 足立福祉事務所2階にて、窓口申請者対応（窓口対応最大2名） 開設期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月）（平日9時～17時） (ア) 人件費 15,801千円 ウ 申請内容の審査業務等 事業者オフィスにて、申請受理後の審査、給付額算定、支給通知作成 業務期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月） (ア) 給付金算定処理 40,613千円 (イ) 人件費 57,761千円 ※ 最大で20人程度のオフィス規模を想定 エ その他経費 (ア) 事務センター賃料 7,312千円 (イ) 委託準備費（業務計画・運営体制構築費、研修費等） 9,056千円 (ウ) 封入封緘等作業費 729千円 (エ) セキュリティ便費用 5,663千円 (オ) PC、PCセキュリティソフト等費用 6,249千円 </td> <td>188,907 千円</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td> ア 受給中世帯向け案内チラシ郵送料金 2,013千円 @110円×18,300世帯 イ 郵送申請希望の申請書郵送、返送料金 3,190千円 @110円×14,500世帯×2 （過去の給付金実績から29,000世帯のうち、郵送申請5割で想定） ウ 追加給付決定通知書郵送料金 5,203千円 @110円×47,300世帯 エ 申請書不備案内郵送、返送料金 1,320千円 @110円×6,000世帯×2（過去の給付金実績から郵送申請のうち不備4割を想定） </td> <td>11,726 千円</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td> 口座振込手数料 @126円×29,000世帯分 </td> <td>3,654千円</td> </tr> <tr> <td>各種物品購入及び職員 関連費用</td> <td>職員用の備品や事務用品購入費／職員の時間外勤務手当や旅費 等</td> <td>8,841千円</td> </tr> </tbody> </table>	予算種別	内容・内訳	合計金額	委託料	追加支給事業業務委託 ア コールセンター 事業者オフィスにて、申請支援及び問合せ対応（最大10回線程度） ※ 回線数は状況に応じて調整 開設期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月）（平日9時～17時） (ア) 設置費 13,064千円 (イ) 人件費 32,659千円 イ 窓口 足立福祉事務所2階にて、窓口申請者対応（窓口対応最大2名） 開設期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月）（平日9時～17時） (ア) 人件費 15,801千円 ウ 申請内容の審査業務等 事業者オフィスにて、申請受理後の審査、給付額算定、支給通知作成 業務期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月） (ア) 給付金算定処理 40,613千円 (イ) 人件費 57,761千円 ※ 最大で20人程度のオフィス規模を想定 エ その他経費 (ア) 事務センター賃料 7,312千円 (イ) 委託準備費（業務計画・運営体制構築費、研修費等） 9,056千円 (ウ) 封入封緘等作業費 729千円 (エ) セキュリティ便費用 5,663千円 (オ) PC、PCセキュリティソフト等費用 6,249千円	188,907 千円	通信運搬費	ア 受給中世帯向け案内チラシ郵送料金 2,013千円 @110円×18,300世帯 イ 郵送申請希望の申請書郵送、返送料金 3,190千円 @110円×14,500世帯×2 （過去の給付金実績から29,000世帯のうち、郵送申請5割で想定） ウ 追加給付決定通知書郵送料金 5,203千円 @110円×47,300世帯 エ 申請書不備案内郵送、返送料金 1,320千円 @110円×6,000世帯×2（過去の給付金実績から郵送申請のうち不備4割を想定）	11,726 千円	手数料	口座振込手数料 @126円×29,000世帯分	3,654千円	各種物品購入及び職員 関連費用	職員用の備品や事務用品購入費／職員の時間外勤務手当や旅費 等	8,841千円
予算種別	内容・内訳	合計金額																
委託料	追加支給事業業務委託 ア コールセンター 事業者オフィスにて、申請支援及び問合せ対応（最大10回線程度） ※ 回線数は状況に応じて調整 開設期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月）（平日9時～17時） (ア) 設置費 13,064千円 (イ) 人件費 32,659千円 イ 窓口 足立福祉事務所2階にて、窓口申請者対応（窓口対応最大2名） 開設期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月）（平日9時～17時） (ア) 人件費 15,801千円 ウ 申請内容の審査業務等 事業者オフィスにて、申請受理後の審査、給付額算定、支給通知作成 業務期間：令和8年7月～令和9年3月（9か月） (ア) 給付金算定処理 40,613千円 (イ) 人件費 57,761千円 ※ 最大で20人程度のオフィス規模を想定 エ その他経費 (ア) 事務センター賃料 7,312千円 (イ) 委託準備費（業務計画・運営体制構築費、研修費等） 9,056千円 (ウ) 封入封緘等作業費 729千円 (エ) セキュリティ便費用 5,663千円 (オ) PC、PCセキュリティソフト等費用 6,249千円	188,907 千円																
通信運搬費	ア 受給中世帯向け案内チラシ郵送料金 2,013千円 @110円×18,300世帯 イ 郵送申請希望の申請書郵送、返送料金 3,190千円 @110円×14,500世帯×2 （過去の給付金実績から29,000世帯のうち、郵送申請5割で想定） ウ 追加給付決定通知書郵送料金 5,203千円 @110円×47,300世帯 エ 申請書不備案内郵送、返送料金 1,320千円 @110円×6,000世帯×2（過去の給付金実績から郵送申請のうち不備4割を想定）	11,726 千円																
手数料	口座振込手数料 @126円×29,000世帯分	3,654千円																
各種物品購入及び職員 関連費用	職員用の備品や事務用品購入費／職員の時間外勤務手当や旅費 等	8,841千円																

款別補正額	事業名	金額	計上概要															
(民生費)	(生活保護費給付事業 施行事務)		<p>(4) スケジュール (予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>対応内容</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から6月</td> <td>問い合わせ対応①</td> <td>ケースワーカー及び「問い合わせコールあだち」にて対応する ※ 既に実施中</td> </tr> <tr> <td>7月から3月</td> <td>問い合わせ対応②</td> <td>専用コールセンターを委託設置し、申請支援および問い合わせ対応を行う 【P2 (3) 事務費 委託料ア】</td> </tr> <tr> <td>7月から3月</td> <td>追加給付申請受付</td> <td>保護廃止世帯のオンライン・郵送・窓口での申請受付を行う 【P2 (3) 事務費 委託料イ、ウ】</td> </tr> <tr> <td>10月から3月 (準備が整い次第、 順次支給)</td> <td>追加給付支給</td> <td>生活保護システム改修、追加給付額算定準備後に支給開始 【P2 (3) 事務費 委託料ウ】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 特定財源 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業費 213,128千円 (国庫補助金：10/10)</p>	時期	対応内容	説明	4月から6月	問い合わせ対応①	ケースワーカー及び「問い合わせコールあだち」にて対応する ※ 既に実施中	7月から3月	問い合わせ対応②	専用コールセンターを委託設置し、申請支援および問い合わせ対応を行う 【P2 (3) 事務費 委託料ア】	7月から3月	追加給付申請受付	保護廃止世帯のオンライン・郵送・窓口での申請受付を行う 【P2 (3) 事務費 委託料イ、ウ】	10月から3月 (準備が整い次第、 順次支給)	追加給付支給	生活保護システム改修、追加給付額算定準備後に支給開始 【P2 (3) 事務費 委託料ウ】
時期	対応内容	説明																
4月から6月	問い合わせ対応①	ケースワーカー及び「問い合わせコールあだち」にて対応する ※ 既に実施中																
7月から3月	問い合わせ対応②	専用コールセンターを委託設置し、申請支援および問い合わせ対応を行う 【P2 (3) 事務費 委託料ア】																
7月から3月	追加給付申請受付	保護廃止世帯のオンライン・郵送・窓口での申請受付を行う 【P2 (3) 事務費 委託料イ、ウ】																
10月から3月 (準備が整い次第、 順次支給)	追加給付支給	生活保護システム改修、追加給付額算定準備後に支給開始 【P2 (3) 事務費 委託料ウ】																

款別補正額	事業名	金額	計上概要																		
(民生費)	2 中国残留邦人等生活支援事業	2,244	<p>1 最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付に伴う中国残留邦人等に係るデータ抽出委託 2,244千円 (国庫負担金：10/10)</p> <p>生活保護基準引き下げ処分取消等請求訴訟の保護変更決定処分を取り消す最高裁判決に伴い、中国残留邦人等に支給する支援給付費の追加給付を行う。国から追加給付に使用する算定ツールが提供され、算定に必要なデータの詳細が明らかとなったため、対象データの抽出作業に必要なシステム対応経費を計上する。</p> <p>(1) データの抽出内容 当時の受給状況や世帯状況等の追加給付額の算定に必要な情報について、中国帰国者支援に関する支給情報の処理を行っている福祉総合システムからデータ抽出を行う。</p> <table border="1" data-bbox="891 539 1688 612"> <thead> <tr> <th></th> <th>現受給中世帯</th> <th>廃止済み世帯</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象世帯数</td> <td>81世帯</td> <td>119世帯</td> <td>200世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 委託内容及び補正予算額 ア 要件確認及びデータ抽出作業 (合計200世帯対象) イ 環境準備 (本番環境データバックアップ・検証環境へのデータ同期) ウ プロジェクト管理等 委託料 計2,244千円</p> <p>(3) スケジュール (予定)</p> <table border="1" data-bbox="891 879 2051 1137"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月中</td> <td>委託契約の締結に関する事務等</td> </tr> <tr> <td>7月中</td> <td>データ抽出ツール作成/データ抽出作業/データ検証作業</td> </tr> <tr> <td>8月中</td> <td>データの納品/追加給付額算定作業 (支出準備)</td> </tr> <tr> <td>9月から3月 (準備が整い次第、 順次支給)</td> <td>追加給付額支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 特定財源 中国残留邦人等生活支援給付費 2,244千円 (国庫負担金：10/10)</p>		現受給中世帯	廃止済み世帯	合計	対象世帯数	81世帯	119世帯	200世帯	時期	対応内容	6月中	委託契約の締結に関する事務等	7月中	データ抽出ツール作成/データ抽出作業/データ検証作業	8月中	データの納品/追加給付額算定作業 (支出準備)	9月から3月 (準備が整い次第、 順次支給)	追加給付額支給
	現受給中世帯	廃止済み世帯	合計																		
対象世帯数	81世帯	119世帯	200世帯																		
時期	対応内容																				
6月中	委託契約の締結に関する事務等																				
7月中	データ抽出ツール作成/データ抽出作業/データ検証作業																				
8月中	データの納品/追加給付額算定作業 (支出準備)																				
9月から3月 (準備が整い次第、 順次支給)	追加給付額支給																				

款別補正額	事業名	金額	計上概要																				
(民生費)	3 被保護世帯向けエアコン購入費補助事業	35,100	<p>1 被保護世帯向けエアコン購入費補助事業 35,100千円 (都補助金：10/10)</p> <p>令和8年度より都の緊急支援事業として実施している、生活保護受給世帯を対象としたエアコン購入費補助事業に必要となる費用を計上する。 生活保護受給者は、令和7年度まで環境部のエアコン補助事業の対象となっていたが、都事業が低所得者世帯と生活保護受給世帯に分けられたことに伴い、福祉事務所で生活保護受給者分を実施する。 ※ 低所得者世帯分は環境部が継続して実施。</p> <p>(1) 補助対象 生活保護受給世帯で以下の要件を全て満たす世帯 ア 居住する住宅にエアコンの設置がない、又は故障して使用できない世帯 イ 生活保護の一時扶助（冷房器具購入費）の支給対象とならない世帯 ウ 当該年度及び過去5年以内において本補助金又は足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金の交付決定を受けていない世帯 ※ 令和7年度は高齢者、障がい者（各手帳所持世帯・自立支援医療受給者証所持世帯）ひとり親家庭（児童扶養手当受給）世帯が対象。令和7年度実績件数は238件。</p> <p>(2) 補助額 上限額 100,000円</p> <table border="1" data-bbox="927 850 2107 963"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体購入費</td> <td>78,000円（上限）</td> </tr> <tr> <td>設置費等</td> <td>100,000円からエアコン本体購入費の実額（上限78,000円）を差し引いた額の範囲内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 事業費 ア 年間申請見込数 471世帯（令和7年度全受給世帯訪問調査より）</p> <table border="1" data-bbox="927 1059 1473 1173"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン未設置世帯</td> <td>344世帯</td> </tr> <tr> <td>買替相談のあった世帯</td> <td>127世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 補正額 35,100千円 補正予算成立まで、環境部からエアコン購入費補助事業の執行委任を受けて事業を実施。</p> <table border="1" data-bbox="927 1267 2033 1374"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間見込額：A (471世帯×100千円)</th> <th>環境部からの執行委任額：B (120世帯×100千円)</th> <th>補正額：A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>47,100千円</td> <td>12,000千円</td> <td>35,100千円</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	金額	本体購入費	78,000円（上限）	設置費等	100,000円からエアコン本体購入費の実額（上限78,000円）を差し引いた額の範囲内	内訳	世帯数	エアコン未設置世帯	344世帯	買替相談のあった世帯	127世帯		年間見込額：A (471世帯×100千円)	環境部からの執行委任額：B (120世帯×100千円)	補正額：A-B	予算額	47,100千円	12,000千円	35,100千円
内訳	金額																						
本体購入費	78,000円（上限）																						
設置費等	100,000円からエアコン本体購入費の実額（上限78,000円）を差し引いた額の範囲内																						
内訳	世帯数																						
エアコン未設置世帯	344世帯																						
買替相談のあった世帯	127世帯																						
	年間見込額：A (471世帯×100千円)	環境部からの執行委任額：B (120世帯×100千円)	補正額：A-B																				
予算額	47,100千円	12,000千円	35,100千円																				

款別補正額	事業名	金額	計上概要						
(民生費)	(被保護世帯向けエアコン購入費補助事業)		<p>(4) 補助の流れ 相談を受け、ケースワーカーは現地調査を行い、申請要件を満たしていることを確認する。交付申請により購入前に給付を行い、エアコンの設置を確認の上、精算する。</p> <p>(5) 申請状況 (5月12日時点)</p> <table border="1" data-bbox="936 975 1588 1051"> <thead> <tr> <th>申請済件数</th> <th>現地確認済件数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38件</td> <td>90件</td> <td>128件</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境部からの執行委任120件分に対し、申請済件数及び現地確認済件数の合計が120件を超えており、予算額が不足する見込み。</p> <p>(6) 特定財源 (環境部からの執行委任での実施分を含む) 被保護世帯向けエアコン設置区市緊急支援事業 (被保護世帯) 補助金 47,100千円 (都補助金: 10/10) 内訳 執行委任実施分 12,000千円 補正実施分 35,100千円</p>	申請済件数	現地確認済件数	合計	38件	90件	128件
申請済件数	現地確認済件数	合計							
38件	90件	128件							
合計		250,472							

特定目的基金の積立状況

予算ベース

(単位:千円)

一般会計

項 目	基金の主な使途	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		7年度末 現在高a	8年度 当初積立	8年度 当初取崩	8年度 当初現在高	1号 積立	1号 取崩	8年度末 現在高b	8年度末 現在高の割合	年度末 現在高比較b-a
I 財源対策のための基金										
1 財政調整基金	財源不足、災害復旧等必要とされる事業	42,752,402	130,920	6,296,874	36,586,448		△ 12,000	36,598,448	23.6%	△ 6,153,954
2 減債基金	特別区債の償還	3,529,008	21,820	800,000	2,750,828			2,750,828	1.8%	△ 778,180
合 計		46,281,410	152,740	7,096,874	39,337,276	0	△ 12,000	39,349,276	25.3%	△ 6,932,134
II 施設整備のための基金(主にハード事業)										
1 義務教育施設建設資金積立基金	小・中学校施設整備	68,997,475	309,660	4,960,866	64,346,269			64,346,269	41.4%	△ 4,651,206
2 教育ICT環境整備資金積立基金	教育ICT環境の更新	3,301,966	20,890	2,926,667	396,189			396,189	0.3%	△ 2,905,777
3 子ども・子育て施設整備基金	保育施設、学童保育室の整備	237,278	4,142	182,553	58,867			58,867	0.0%	△ 178,411
4 地域福祉振興基金	特別養護老人ホーム、障がい福祉施設の整備	4,549,118	36,035	884,074	3,701,079			3,701,079	2.4%	△ 848,039
5 公共施設建設資金積立基金	住区センター、地域学習センター、スポーツ施設等の整備	45,913,657	278,340	6,301,135	39,890,862			39,890,862	25.7%	△ 6,022,795
6 一般区営住宅改修整備資金積立基金	区営住宅の大規模修繕・建替	1,491,768	159,000	1,039,187	611,581			611,581	0.4%	△ 880,187
7 災害対策基金	防災強化に資する整備、被災後の応急・復旧対策、耐震化助成	3,316,894	22,530	2,231,407	1,108,017			1,108,017	0.7%	△ 2,208,877
8 竹の塚鉄道立体化及び関連都市計画事業資金積立基金	竹ノ塚駅付近の鉄道立体化の整備	987,018	5,980	64,500	928,498			928,498	0.6%	△ 58,520
合 計		128,795,174	836,577	18,590,389	111,041,362	0	0	111,041,362	71.5%	△ 17,753,812
III 特定の事業推進のための基金(主にソフト事業)										
1 育英資金積立基金	奨学金の給付・貸付・返済支援、高校等入学準備金助成	2,441,601	96,480	509,765	2,028,316			2,028,316	1.3%	△ 413,285
2 あだち子どもの未来応援基金	子ども食堂運営団体等の支援 児童養護施設退所時の支援	834,494	204,710	181,102	858,102			858,102	0.6%	23,608
3 協働・協創パートナー基金	居場所づくり等社会貢献活動を行うNPO団体等への支援	207,008	2,210	9,900	199,318			199,318	0.1%	△ 7,690
4 文化芸術振興基金	区民の文化活動を支援	351,262	46,779	68,553	329,488			329,488	0.2%	△ 21,774
5 環境基金	エコ活動に取り組む区民・団体等への支援	340,993	3,370	15,000	329,363			329,363	0.2%	△ 11,630
6 緑の基金	保存樹樹木育成、樹木樹勢回復、荒川河川敷桜つつみの管理	1,170,311	18,640	26,572	1,162,379			1,162,379	0.7%	△ 7,932
合 計		5,345,669	372,189	810,892	4,906,966	0	0	4,906,966	3.2%	△ 438,703
総合計(I+II+III)		180,422,253	1,361,506	26,498,155	155,285,604	0	△ 12,000	155,297,604	100.0%	△ 25,124,649

介護保険特別会計

項 目		7年度末 現在高a	8年度 当初積立	8年度 当初取崩	8年度 当初現在高		8年度末 現在高b	年度末 現在高比較b-a
1 介護保険給付準備基金	次期介護保険料の上昇抑制等	3,017,894	18,470	1,208,770	1,827,594		1,827,594	△ 1,190,300

※表示金額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

総合交通対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）

（令和6年6月4日議会運営委員会決定）

（令和7年6月4日議会運営委員会決定）

（令和8年6月 日議会運営委員会決定）

1 名称

総合交通対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

総合交通対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・総合交通計画に関すること
- ・地域公共交通計画に関すること
- ・交通安全計画に関すること
- ・自転車活用推進計画に関すること
- ・鉄道ネットワークの強化等に関すること

総合交通計画及び地域公共交通計画については、交通不便地域への対応として、花畑周辺地域で社会実験バス（ブンブン号）が運行され、多様な交通手段の導入として、入谷・鹿浜地区でデマンドタクシー「足タク」が令和7年4月から本格運行となった。公共交通利用者の減少や深刻な運転士不足等の社会情勢の変化をふまえ、地域公共交通計画が令和7年3月に策定され、基幹交通であるバス路線の維持や再編として、はるかぜ路線の協働事業が令和6年4月から開始された。

交通不便を感じる地域への支援として創設された地域内交通サポート制度は、令和7年度に常東地区「チョイソコ×せんじゅ」、花畑地区「花畑ぐるりん」が実証実験開始となり、扇地区及び舎人地区で実証実験開始に向けた取り組みが進められている。人口減少や超高齢化社会を見据え、交通弱者への既存公共交通の確保と、バス路線の縮小を踏まえた地域交通課題に対応し、持続可能な移動手段確保の検討が必要である。

また、令和6年10月に、区議会は、「すべての足立区民が交通弱者とならないよう持続可能な交通手段の実現を求める決議」を議決した。すべての区民の交通手段を保障するための施策に一刻も早く取り組むことを区に強く求めるものである。

交通安全計画及び自転車活用推進計画については、自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上、通学路の安全確保や交通安全教育など、区民等の安全、安心な自転車利活用を推進していく必要がある。自転車駐車場は、今後需要が増大する地域において、大型自転車等への対応や民営施設の増設等が求められる。

鉄道ネットワークの強化等については、地下鉄8号線の延伸及び環七高速鉄道（メトロセブン）の実現のための調査研究を行ってきた。平成23年12月に「地下鉄8号線整備促進議員連盟」を結成し、区内延伸が実現するよう関係機関等と連携し、国や東京都への要請活動や沿線自治体との協力体制構築に努め、令和8年1月には、地下鉄8号線整備促進大会を7年ぶりに中川小学校で開催した。豊洲～住吉間の鉄道事業許可、誘致期成同盟会への入会をふまえ、今後も関係自治体が協調して事業性の確保に必要な沿線開発の取り組みを力強く行っていくとともに、地域の機運醸成を図っていくことが必要である。

また、日暮里・舎人ライナーについては、混雑解消に向けた様々な対策を図っていくために、東京都へ引き続き要望するとともに更なる連携・調整が必要であり、つくばエクスプレスについては、混雑対策の要望活動の継続とともに、都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化促進期成同盟会の自治体との連携が求められる。

移動が困難な高齢者や障がい者をはじめとする多様な人々の移動実態に即した交通環境の整備とともに、交通手段の持続的な確保を目指していくことが重要との見地から、調査研究のための委員会を設置する必要があると考える。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）
（令和6年6月4日議会運営委員会決定）
（令和7年6月4日議会運営委員会決定）
（令和8年6月 日議会運営委員会決定）

- 1 名 称
子ども・子育て支援対策調査特別委員会
- 2 調査・研究目的（付議事件）
子ども・子育て支援対策に関する調査研究について
- 3 調査項目及び設置理由
 - ・保育ニーズに応じたサービスの確保に関すること
 - ・幼児教育・保育の質の向上に関すること
 - ・少子化対策に関すること
 - ・子どもの貧困対策及び若年者支援に関すること
 - ・妊産婦支援に関すること

保育ニーズに応じたサービスの確保については、社会状況の変化を的確に保育需要予測へ反映するよう努め、今後も適正な保育定員数確保・維持に繋げていくことが必要である。今後も適正な保育定員の維持をしつつ、利用の見込みがない空き定員を適切に調整することで、待機児童ゼロに向けた対策を継続するとともに、年度途中の利用（待機）状況の実態把握を継続して行い、地域、年齢ごとの詳細を分析し、有効な対策を進めることが求められる。学童保育室については、民設学童保育室の誘致、放課後子ども教室の活用、学校内居場所の活用、幼稚園の活用など、さまざまな整備の手法を用いて待機児童解消を実現していくことが必要である。第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的な子ども・子育て支援施策の推進が求められる。

幼児教育・保育の質の向上については、区内のどの教育・保育施設に通っていても一定レベルの充実した教育・保育を受ける機会を提供できるよう教育・保育の質を確保し、向上させることが重要である。質の確保に向けては、私立保育施設の保育士確保・定着に向けた経済支援や、施設等の適正な運営について指導検査等を拡充・強化していくことが必要である。

子どもの貧困対策及び若年者支援については、子ども・若者計画の策定を新たなスタートとして、子どもの貧困対策を引き続き強力で推進し、すべての子ども・若者への支援をこれまで以上に強化していくことで社会的自立を促していくとともに、「アダチ若者会議」を通じて若者から区の施策や要望について直接意見を聴き、区の若年者施策への反映を目指していくことが求められる。

妊産婦支援については、デイサービス型、宿泊型、訪問型産後ケアが開始され、生後5か月から1歳4か月までの全世帯への子育て家庭訪問事業が令和7年度から実施された。今後も寄り添った支援体制の更なる拡充が必要である。

少子・高齢化の進展による労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの影響は、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されており、望む人が子どもを産み、育てる喜びが実感できる環境整備、社会の実現は重要な課題である。夢や希望を信じて生き抜く人づくりを実現するために子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう環境を整備していくとともに、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していくことが重要との見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考える。

災害・オウム対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）

（令和6年6月4日議会運営委員会決定）

（令和7年6月4日議会運営委員会決定）

（令和8年6月 日議会運営委員会決定）

1 名称

災害・オウム対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

災害対策及びオウム真理教（アレフ）対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・災害対策に関すること
- ・減災対策に関すること
- ・地域防災計画に関すること
- ・地区防災計画及び地区防災まちづくり計画に関すること
- ・放射能対策に関すること
- ・オウム真理教（アレフ）対策に関すること

災害対策及び減災対策については、災害協定の締結推進や水害時における避難所運営手順書を策定し、新災害情報システムを稼働させ、避難所開設状況等、情報収集・発信の更なる強化に努め、災害用備蓄包括管理の実施により、災害時の応急・復旧活動の円滑化・迅速化を図った。また、令和8年度には、「災害時のトイレ確保・管理計画」を策定し、発災後の全ての被災者へ安全で質の高いトイレ環境を提供していく。避難行動要支援者それぞれの実情に応じた個別避難計画の実効性を高め、更なる課題解決に向け、分散避難の普及啓発等についても進めていくことが必要である。

地域防災計画については、能登半島地震に関する現地調査内容や首都直下型地震等の新たな被害想定を分析し、早急に地域防災計画へ反映させ、実効性を高めていくことが必要であり、地区防災計画については、引き続き目標どおり進捗できるよう、新規策定や既存計画見直しのための継続した支援が求められ、コミュニティタイムラインについても引き続き策定支援を行うことが重要である。

放射能対策については、区有施設における放射性物質埋設情報の一元管理も進み、放射線量の情報伝達や把握体制の整備、保健医療活動など、放射性物質対策に関する内容を充実させ、地域防災計画に反映した。今後も区民の安全安心に向け、積極的な情報発信を行っていくことが求められる。

オウム真理教（アレフ）対策については、区議会としても平成25年12月にオウム真理教（アレフ）の早期解散に向けた諸課題に対応するため「オウム真理教対策議員連盟」を結成し、住民協議会等とともにデモ行進や抗議活動を精力的に行っており、令和8年度は、観察処分更新を求める署名活動が予定されている。オウム真理教対策関係市区町連絡会による国への要請行動については、今後も継続することが肝要であり、観察処分の継続、団体規制法の見直し、オウム真理教（アレフ）の早期解散に向けた対策をより一層強化していくことが必要である。

また、区は、令和7年2月に地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例を制定した。地下鉄サリン事件に関する区民の認識を深めるための積極的な風化防止の啓発活動に努めることが求められる。

区民・防災関係機関・事業者・区はそれぞれの役割を十分に理解し、防災・減災に向けて、更なる連携強化を図っていかねばならない。また、オウム真理教（アレフ）の脅威を根絶するため、今後も息の長い活動を実践していかねばならない。安全安心な区民生活を推進することは喫緊の課題であり、区民・区議会・区が一体となって実効性のある具体的な対策を検討し、実行していくことが重要との見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考えられる。

エリアデザイン調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）
（令和6年6月4日議会運営委員会決定）
（令和7年6月4日議会運営委員会決定）
（令和8年6月 日議会運営委員会決定）

1 名称

エリアデザイン調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

エリアデザインの推進等に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・対象エリアでのまちづくりビジョンに関すること
- ・対象エリアでの区有地等の活用手法に関すること
- ・対象エリアでのシティセールスの方向性に関すること
- ・対象エリアでの事業推進（「交通網の整備」を除く。）に関すること

趣を異にした街並みが広がる各エリアでエリアデザインを推進するためには、各エリアの地元要望・意見等の把握を行うと共に、民間事業者による開発など周辺環境の動向にも注視し、各エリアの強み、特徴を詳細に把握し、安心・安全なまちづくりを目指すために様々な手法を活用していく必要がある。

綾瀬・北綾瀬エリアでは、綾瀬ゾーンの旧こども家庭支援センター等跡地活用を中心とした綾瀬駅周辺地区まちづくり、北綾瀬ゾーンの駅前交通広場や大型商業施設の開業に伴う課題などに取り組み、各々が連携した回遊性のあるまちづくりを推進していくことが必要である。

花畑エリアでは、今後も地域の更なるにぎわいの創出や、みどりや河川に囲まれた特徴を踏まえた魅力あるまちづくりを進めるとともに、各分野における積極的な大学連携や新規事業の実施が求められる。

六町エリアでは、駅前区有地活用事業者撤退に伴い、市場や地域の意向を確認したうえで、再公募に向けて実現性の高い活用方針の策定が望まれる。

江北エリアでは、令和8年4月に高野スポーツパークがオープンし、上沼田東公園東側創出用地の活用事業者が決定した。また、江北給水所用地には温浴施設の開設が予定されている。身近なところで気軽に運動できるまちづくりの実現に向けて、3施設連携に向けた取組みを進めていくことが求められる。

西新井・梅島エリアでは、西新井駅西口の駅前交通広場の整備と共に、駅ビルや再開発の将来計画の動向把握に努め、地域住民の強い要望である東西の通行機能の向上等、東武鉄道などとの綿密な協議が必要である。

竹の塚エリアでは、鉄道全線が高架化され踏切のない安全な竹の塚が実現し、区は体感治安の改善に優先的に取り組んでいる。今後も、地域の意見を広く聞きながら、UR都市機構や東武鉄道など関係機関と協議を密にし、東西一体の人が主役のまちづくりの推進が必要である。

千住エリアでは、千住大川端地区、千住大橋駅周辺等の開発計画や北千住駅東口周辺の再開発計画が進められており、令和6年10月の請願採択を受けて、京成関屋・牛田駅周辺地区のまちづくりについて検討が進められている。それぞれの地区の課題を整理し、古い街並みと新しいまちの融合で魅力あるまちづくりを進めていくことが求められる。

エリアデザインによるまちづくりについては、地元要望の意見等をはじめ、区全体の視点に立ち、それぞれの特徴を踏まえて推進していくことが重要である。エリアデザインによって高められた足立区の魅力を区内外に積極的にPRし、区の更なるイメージアップを図っていくことが重要であるとの見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考えられる。

議会基本条例制定特別委員会の設置について（案）

（令和7年6月23日議会運営委員会決定）

（令和8年6月 日議会運営委員会決定）

1 名称

議会基本条例制定特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

議会基本条例制定に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

議会基本条例制定に関すること

区議会は区民により選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。区議会と区長は緊張感のある関係を保持し、最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築いていくという重い責務を負っている。

区民の負託に全力で応えていくためにも、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、基本的事項を定め、議会の責務を果たしていくことが必要であることから、議会基本条例制定に向けた検討を進めていくことが重要である。

足立区議会は開かれた議会を目指し、会議録速報版の公開、政務活動費の領収書公開、区議会ホームページの多言語対応、ジュニアページ制作による若年層の関心向上等、わかりやすく迅速な情報発信や情報公開に取り組み、あわせて、文書質問の導入、議会資料のペーパーレス化推進等、議会運営の機能強化を図ってきた。

令和7年2月に設置した、議員としての規範に関する検討会での議論をふまえ、議会基本条例制定に向けた検討では、議員としての規範に関する事項についての検討も進めた。また、令和7年9月には、先進事例視察として板橋区議会の取組を視察し、各条項の検討状況や条例制定後の課題等を調査することで、議会基本条例に関する見識を深めてきた。令和9年3月の条例制定に向けて、パブリックコメントの実施により区民の多様な意見を聴取するなど、引き続き条例案の検討を進めていく必要がある。

議会基本条例については、制定するだけでなく、条例を実践し、深化していくことが求められる。そのためにも、より一層の議会改革を行い、議会活動を活性化させることを通して、更なる区民福祉の向上を図ることが重要との見地から、議会基本条例制定に向けた調査研究のための委員会の設置が必要であると考えます。

令和8年6月5日 午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第50号議案 特別区道路線の認定について
- 第 4 第51号議案 特別区道路線の認定について
- 第 5 第52号議案 令和8年度足立区一般会計補正予算(第1号)
- 第 6 報告第13号 専決処分した事件の報告及び承認について
- 第 7 足立区副区長選任の同意について

令和8年6月5日

足立区議会議長

ただ太郎

令和8年6月5日 午後1時開議

- 第1 総合交通対策調査特別委員会の中間報告について
- 第2 子ども・子育て支援対策調査特別委員会の中間報告について
- 第3 災害・オウム対策調査特別委員会の中間報告について
- 第4 エリアデザイン調査特別委員会の中間報告について
- 第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告について
- 第6 常任委員会委員の選任について
- 第7 議会運営委員会委員の選任について
- 第8 総合交通対策調査特別委員会委員の選任について
- 第9 子ども・子育て支援対策調査特別委員会委員の選任について
- 第10 災害・オウム対策調査特別委員会委員の選任について
- 第11 エリアデザイン調査特別委員会委員の選任について
- 第12 議会基本条例制定特別委員会委員の選任について

令和8年6月5日

足立区議会議長

ただ太郎

足立区議会申し合わせ事項

(昭和63年5月18日各派幹事長会決定) (平成19年7月9日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月25日運営委員会決定) (平成19年10月18日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月26日全員協議会決定) (平成21年5月28日議会運営委員会決定)
(平成3年6月12日全員協議会決定) (平成21年9月1日議会運営委員会決定)
(平成3年9月24日全員協議会決定) (平成22年5月28日議会運営委員会決定)
(平成4年6月24日全員協議会決定) (平成23年6月6日議会運営委員会決定)
(平成5年8月31日各派幹事長会決定) (平成27年6月4日議会運営委員会決定)
(平成6年6月20日全員協議会決定) (平成28年5月10日議会運営委員会決定)
(平成6年7月4日各派幹事長会決定) (平成29年1月30日議会運営委員会決定)
(平成7年5月15日各派幹事長会決定) (平成29年8月30日議会運営委員会決定)
(平成8年6月12日議会運営委員会決定) (平成30年1月30日議会運営委員会決定)
(平成8年8月29日議会運営委員会決定) (平成30年5月9日議会運営委員会決定)
(平成8年11月8日議会運営委員会決定) (令和元年6月10日議会運営委員会決定)
(平成9年2月26日議会運営委員会決定) (令和5年6月7日議会運営委員会決定)
(平成10年12月1日議会運営委員会決定) (令和6年2月20日議会運営委員会決定)
(平成11年3月26日議会運営委員会決定) (令和6年6月4日議会運営委員会決定)
(平成11年6月29日議会運営委員会決定) (令和6年9月19日議会運営委員会決定)
(平成13年8月31日議会運営委員会決定) (令和6年12月9日議会運営委員会決定)
(平成15年6月12日議会運営委員会決定) (令和7年6月23日議会運営委員会決定)
(平成16年5月28日議会運営委員会決定) (令和7年11月28日議会運営委員会決定)
(平成17年5月13日議会運営委員会決定) (令和8年2月18日議会運営委員会決定)
(平成19年6月6日議会運営委員会決定) (令和8年 月 日議会運営委員会決定)

1 請願・陳情について

①請願・陳情の採択基準について

一般的には願意が妥当であって、そのうえ実現の可能性のあるものを採択するのが通例である。(趣旨採択は行わない。)

- ・実現の可能性について…………… 財政的にも行政的にも実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・実現の可能性の時期について…… 近い将来に実現の可能性のあるものでなければならない。

- ・計画の決定している請願・

陳情について……当該年度においてすでに計画が決定している請願・陳情で願意が満たされているものは継続審査とし、凍結する。

- ②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書・要望書の提出が求められている請願・陳情、または、議会決議を求める請願の審査方法について

- ・前項の請願・陳情の採択基準に則って処理する。(ただし、住民全体の福祉の向上に資するものは趣旨採択を可とする。)
- ・委員会で採択の意見が多い場合でも、全会一致にならなかった場合は、委員会審査を凍結し、採択を保留する。
- ・不採択の意見が多い場合は、不採択とする。

- ③請願として取り扱わないもの

- ・区関連施設以外の施設(郵便ポスト、信号機等)の設置に関する件
- ・区道認定、区有通路設置に関する件(59・8・31各派幹事長会)
- ・特定の場所を指定し、買収を求める件(59・10・4各派幹事長会)
- ・議会で既に超党派で実現に努力している件(59・11・22各派幹事長会)

- ④紹介議員の制限について

法令上、特段の規定はないが当区議会では議長、副議長及び所管の委員長は、紹介議員にはならないこととする。

2 一般質問について

- ①質問時間……………

・足立区議会自由民主党	80分
・足立区議会公明党	80分
・日本共産党足立区議団	45分
・是々非々の会(維新・参政・無所属・立憲)	35分
・都民ファースト・無所属の会	25分
・無党派(4定例会の内1回)	20分

- ・予め定められた各党各会派の持時間の範囲内で代表質問及びその他の質問を行う。

- ・ 通告した各人の質問時間は、相互に融通することはできないものとする。
- ・ 会派の人数が同数の場合は、定例会ごとに質問順をそれぞれローテーションする。

②再質問の時間については、代表質問5分以内、一般質問は3分以内とする。

3 副議長の委員会の出席について

- ・ 予算特別委員会及び決算特別委員会については、随時出席を認め、発言は議長事故あるときに限る。
- ・ 議会運営委員会については、随時出席し、発言することができる。

4 意見書・決議について（請願・陳情にかかわらず、区議会独自の判断で提案する場合。）

①提出手続

- ・ 本会議の招集日を決定する各派幹事長会で提出の有無を表明する。
- ・ 本会議第1日目の直前に開会する各派幹事長会に案を添え各会派に配付する。
- ・ 本会議の会期中に各派幹事長会を開会し、各会派間の調整を行い、議会運営委員会で決定のうえ最終日に上程する。
- ・ 上記の手続によらないで上程できるものは、緊急性のあるもので全会派が一致で合意するものとする。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等

- ・ 区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等は、全会一致で合意されたものに限り本会議に上程する。
- ・ この場合の意見書等の提出者は、常任・特別委員会が提出する場合を除き、議会運営委員会全員とする。